

総行合第 525 号  
平成17年6月24日

各都道府県知事 殿  
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官

市町村合併時における公文書等の保存の適正化について

標記の件については、これまでも、「市町村合併時における公文書等の保存について」(平成14年2月18日付け総行市第22号)により通知してきたところでありますが、今般、独立行政法人国立公文書館長から別添のとおり要請があったので、あらためて適切な公文書等の保存、管理に努められるよう、管内の市町村に対する助言方よろしく願いいたします。

また、併せて、管内の市町村に対し、この要請の内容を周知するようお願いいたします。

なお、公文書館法(昭和62年法律第115号)第3条においては、地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すると規定されていることを申し添えます。

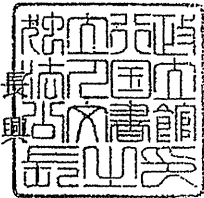


国公文第236号  
平成17年6月16日

総務大臣  
麻生太郎 殿

独立行政法人国立公文書館長

菊池光 興



市町村合併時における公文書等の保存について（要請）

現在、全国の都道府県において、多くの市町村合併が進められております。これらの合併に際し、過去から伝えられてきた地域の歴史と住民の生活の記録である貴重な公文書等が散逸や安易な廃棄の危機にさらされ、将来の地域づくりの基盤となる情報資源の喪失が懸念されているところであります。このようなことにかんがみ、貴省におかれては、既に平成14年2月18日付けをもって「市町村合併時における公文書等の保存について（総行市第22号）」の要請を都道府県に発出しておられます。

しかしながら、当館が、全国公文書館長会議の資料とするため、本年5月に、都道府県及び合併市町村等を対象として「合併時の公文書保存に関するアンケート」を行ったところ、別添のとおり、上記要請の趣旨が必ずしも十分には徹底しておらず、合併市町村等における公文書等の保存の取組みが十分でないことが明らかになりました。

つきましては、市町村合併が最終段階を迎えつつある今日、地域に伝えられてきた貴重な公文書等の散逸や安易な廃棄を防止し、将来に向けて的確な保存が図られるよう、改めて適切な措置を講ぜられることを要請いたします。